

江戸川区物価高騰対策省エネ設備等投資支援事業補助金交付要綱

令和6年4月1日要綱第125号

(目的)

第1条 この要綱は、昨今の物価高騰の影響を受けている区内事業者に対し、省エネ設備等への更新等に要する経費の一部を予算の範囲内で江戸川区（以下「区」という。）が補助することにより、光熱費の削減等の経営改善を実現し、もって脱炭素への転換を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 区内事業者 江戸川区内（以下「区内」という。）で事業を展開する個人事業者又は法人であって、次のいずれかに該当するものをいう。
ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者
イ 学校法人
ウ 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人及び特定非営利活動法人
エ 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人
オ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人
カ その他江戸川区長（以下「区長」という。）が認めたもの
- (2) 省エネ設備 エネルギー使用の合理化に係る性能が高い設備をいう。
- (3) エネルギー利用最適化支援サービス 建物等のエネルギー使用状況、稼動状況等を把握し、エネルギー使用の合理化及び設備又は機器の最適化を目的としたサービスをいう。
- (4) 太陽光発電システム 太陽光を電気に変換するシステムであって、太陽電池、パワーコンディショナー（太陽電池が発電した直流電力を住宅で使用できる交流電力に変換する設備をいう。）その他これらに付随する設備で構成されるものをいう。

(交付対象者)

第3条 この補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、区内事業者のうち、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 区で継続して1年以上同一の事業を営む個人事業者又は法人であること。
- (2) 区内の事業所、店舗、工場、倉庫等であって、第8条の交付申請時点で開設後1年以上経過していること及び同一年度にこの補助金を交付されていないこと。
- (3) 住民税、個人事業税、法人都民税及び法人事業税を滞納していないこと。
- (4) 区が求めた報告、書類又は証明書の提出を確実に履行できる体制を有していること。

- (5) 法令遵守の徹底を図っていること。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第 11 項に規定する特定遊興飲食店営業、同条第 13 項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っていないこと。
- (7) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体若しくは無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に定める無差別大量殺人行為を行った団体又は当該団体の支配若しくは影響の下に活動しているものと認められる団体若しくは個人でないこと。

(暴力団の排除)

第4条 前条に定めるもののほか、江戸川区暴力団排除条例（平成 24 年 7 月江戸川区条例第 37 号）第 7 条の規定に基づき、次の各号のいずれかに該当する者は、交付対象者としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団
- (2) 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (3) 法人の場合は、代表者又は役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
- (4) 法人格を持たない団体の場合は、代表者が暴力団員に該当するもの

2 個人事業者の場合は、区長は、必要に応じて当該事業に係る交付対象者等が、前項各号のいずれかに該当するか否かを警視庁に対して確認を行うことができる。

(補助対象設備等)

第5条 この補助金の交付の対象となる設備等（以下「省エネ設備等」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 省エネ設備 既存設備からの更新に対して設備投資を行うものであって、次に掲げる設備とし、その基準は別表のとおりとする。
 - ア LED 照明
 - イ 高効率空調
 - ウ 冷凍冷蔵設備（冷蔵庫、冷凍庫、ショーケース、チェストフリーザー、ストッカー、プレハブ冷蔵庫又は冷凍庫及び製氷機に限る。）
 - エ 産業モーター（インバータ制御が一体となる場合又はインバータ制御盤を追加設置した場合に限る。）
 - オ 業務用給湯器
- (2) エネルギー利用最適化支援サービス 次に掲げる設備等とする。
 - ア エネルギーマネジメントシステム
 - イ 空調制御システム
 - ウ 省エネ診断
- (3) 太陽光発電システム（定置用蓄電池を含む。） 第 1 号の省エネ設備の導入

と併せて新規に購入して設置するものであって、一般財団法人電気安全環境研究所による太陽電池モジュール認証若しくはこれに相当する認証を受けているもの又はこれらと同等以上の性能及び品質が確認されているもの
(補助対象経費)

第6条 この補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる経費とする。この場合において、有期又は定期的な支払を行う経費については、1年分を上限として算入することができるものとし、リース料及びこれに相当する費用を含むものとする。

- (1) 省エネ設備への更新に要する費用
- (2) エネルギー利用最適化支援サービスの導入等に要する費用
- (3) 太陽光発電システムの導入等に要する費用

2 前項各号に掲げる費用の詳細は、別に定める。

3 第1項の規定にかかわらず、交付対象者が自ら設置工事を行う場合は、設置工事及び施工に関する費用は補助対象経費としない。

4 前3項の規定にかかわらず、補助対象経費の額が 75,000 円に満たないときは、交付の対象としない。

(補助金の交付額)

第7条 この補助金の交付額は、前条第1項各号に掲げる補助対象経費の合計金額のうち3分の2に相当する額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、200万円を上限とする。

2 前項の規定にかかわらず、他の団体から同種の補助金の交付を受けることにより、補助金の交付額の合計金額が補助対象経費の合計金額を上回る場合は、その上回った金額を当該補助金の額から減額する。

(交付申請)

第8条 この補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、省エネ設備等への更新等を実施する前に省エネ設備等補助金交付申請書に次の書類を添えて、区長に提出しなければならない。

- (1) 個人事業者の場合は、住民票、直近の個人事業税納税証明書（非課税の場合を除く。）、住民税納税証明書又は非課税証明書、直近の青色申告書又は白色申告書の写し及び開業届又は営業許可証の写し等
- (2) 法人の場合は、履歴事項全部証明書、直近の法人住民税・法人事業税納税証明書又は非課税証明書その他当該法人が運営していたことが分かる資料並びに直近の確定申告書及び決算書（損益計算書及び貸借対照表を含む。）の写し
- (3) 見積書又は経費見込額を証明する書類及び購入前の現況写真
- (4) その他区長が必要と認める書類

(交付決定及び不交付決定)

第9条 区長は、前条に規定する申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付及び交付限度額を決定したときは省エネ設備等補助金交付決定通知書により、

補助金の不交付を決定したときは省エネ設備等補助金不交付決定通知書により、速やかに申請者に通知する。

2 区長は、前項に規定する補助金の交付決定に際し、条件を付すことができる。

(決定内容の変更等)

第 10 条 前条第 1 項の規定により交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、交付決定を受けた内容に変更が生じたときは、省エネ設備等補助金計画変更申請書を区長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、同項の決定に基づく交付限度額の範囲内における変更は、この限りでない。

2 区長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、変更を承認するときは省エネ設備等補助金計画変更承認通知書により、承認しないときはその理由を付した省エネ設備等補助金計画変更不承認通知書により、速やかに交付決定者に通知する。

3 区長は、前項に規定する承認に際し、条件を付すことができる。

(実績報告及び補助金の支払)

第 11 条 交付決定者は、省エネ設備等の更新等が完了した場合には、速やかに補助対象経費に係る根拠書類等の必要な書類を添えて、区長に省エネ設備等補助金報告書を提出するとともに、指定した口座に補助金の支払を求めるものとする。

2 区長は、前項の規定による報告があった場合は、その内容を審査し、設置内容が補助金の交付決定内容及び要件に適合すると認めたときは、省エネ設備等補助金支給決定通知書により通知し、指定された口座に振り込むこととする。

(処分の制限)

第 12 条 交付決定者は、補助金の交付を受けた日が属する年度の翌年度の 4 月 1 日から 5 年以内に、補助金の交付対象となった省エネ設備等の処分（補助金の交付の目的に反して使用する、又は譲渡し、売却し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供することをいう。）をしようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書を区長に提出し、承認を受けなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、処分を承認するときは省エネ設備等補助金財産処分承認通知書により、承認しないときはその理由を付した省エネ設備等補助金財産処分不承認通知書により、速やかに交付決定者に通知する。

3 区長は、前項に規定する承認に際し、条件を付すことができる。

(交付決定の取消し)

第 13 条 区長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 交付決定者から文書で補助金の辞退の申出があったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 前条の規定に正当な理由なく違反したとき。
- (4) その他この要綱の規定に違反したと区長が認めるとき。

2 区長は、前項の規定による取消しをしたときは、速やかに省エネ設備等補助金交付決定取消通知書により当該申請者等に通知する。

3 区長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、当該交付決定者にその返還を命ずることができる。

(状況調査)

第 14 条 区長は、必要に応じてこの補助金に係る省エネ設備等の更新等の状況調査を行うことができる。

(省エネ・節電活動への取組)

第 15 条 交付決定者は、環境にやさしい生活の実践により、省エネ・節電活動に努めなければならない。

(管理義務)

第 16 条 交付決定者は、省エネ設備等を常に良好な状態で管理し環境負荷の低減に努め、相当期間経過後に撤去する際はリサイクル等適切な廃棄に努めなければならない。

(調査協力)

第 17 条 交付決定者は、区が実施する省エネ・節電活動に関する調査に協力するものとする。

(手続の委任)

第 18 条 申請者及び交付決定者は、この要綱の規定に基づく必要な手続を、第三者に委任することができる。この場合において、委任を受けた者（以下「受任者」という。）は、委任状を区長に提出するものとする。

2 前項の規定により受任者は、本要綱に係る全ての要件を理解し、申請者及び交付決定者との連携を図るよう努めなければならない。

3 区は、受任者がこの要綱の規定に従って手続を遂行していないと認めるときは、当該受任者に対し、委任の停止を求めることができる。

(申請期間)

第 19 条 申請期間は、環境部長が別に定める。

(電子申請)

第 20 条 この要綱に定める申請及び報告（以下「申請等」という。）については、電子情報処理組織（区の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により行うことができる。

2 前項の規定により行われた申請等については、この要綱に規定する当該申請等に係る書面等により行われたものとみなす。

(様式)

第 21 条 この要綱の施行に必要な様式は、環境部長が別に定める。

(その他)

第 22 条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、環境部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (令和 7 年 4 月 1 日要綱第 号)

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 (第 5 条関係)

設備種別	基 準
LED 照明	<p>次に掲げる要件を全て満たすこと。</p> <p>(1) 既存の蛍光灯式、水銀灯式又は白熱灯式照明器具を更新するもの（照明器具のみの交換等、工事施工費用を伴わない場合は対象外とする。）</p> <p>(2) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）に適合した製品であるもの</p> <p>(3) 設備は固定式とし、容易に取り外し、又は移動することができるものを除く。</p>
高効率空調、冷凍冷蔵設備、産業モーター及び業務用給湯器	<p>次に掲げる要件を全て満たすこと。</p> <p>(1) 10 年以上前に製造された既存設備を更新するもの</p> <p>(2) 経済産業省の「令和 5 年度補正予算省エネルギー投資促進支援事業『(III) 設備単位型』」及び「令和 6 年度補正予算省エネルギー投資促進支援事業『(III) 設備単位型』」において補助対象設備として登録及び公表されているもの</p> <p>(3) 設備は固定式とし、容易に取り外し、又は移動することができるものを除く。</p> <p>(4) 容量、能力値等は既存設備を明らかに上回らないこととする。</p>